

老人保健施設彩の苑のご案内

〔2025年4月1日現在〕

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所名	老人保健施設 彩の苑
開設年月日	1997年12月4日
所在地	〒367-0054 埼玉県本庄市千代田1-1-21
電話番号	0495-23-3988
FAX番号	0495-23-3977
管理者	北村 守彦
事業所番号	介護老人保健施設 (事業所指定番号 1154380028号) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (事業所指定番号 1154380028号) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (事業所指定番号 1154380028号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営の方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「老人保健施設彩の苑の運営方針」

- ①当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重して、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ③当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者様の療養生活の質の向上を目指すとともに、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利

用者様が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

- ④当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者様の心身の機能の維持回復を図るものとします。
- ⑤当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者様に対し身体拘束を行わないものとします。
- ⑥当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑦当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑧サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者様又はそのご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

（3）施設の職員体制（常勤換算）

介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の職員体制

職 名	員 数	業 務 内 容
管理者	1 人	介護老人保健施設従業者の総括管理、指導 〔（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの管理者と兼務〕
医師	1 人以上	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理
薬剤師	0.3 人以上	病状及び心身の状況に応じた日常的な薬剤管理
看護職員	10 人以上	医師の指示に基づいた投薬、血圧測定等の医学的管理
介護職員	24 人以上	施設サービス計画、（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく介護業務全般
理学療法士・ 作業療法士又 は言語聴覚士	2 人以上	リハビリテーション実施計画書の作成、リハビリテーションの提供
支援相談員	1 人以上	利用者様及びご家族様からの相談業務全般
栄養士	1 人以上	栄養管理、栄養状態の管理
介護支援専門 員	1 人以上	施設サービス計画、（介護予防）短期入所療養介護計画の原案作成、 担当者会議の開催、要介護認定更新の申請手続き
事務職員	1 人以上	施設運営に必要な事務全般

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの職員体制

職 名	員 数	業 務 内 容
管理者	1 人	(介護予防) 通所リハビリテーション従業者の総括管理、指導 〔介護老人保健施設、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 訪問リハビリテーションの管理者と兼務〕
医師	1 人以上	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理 〔介護老人保健施設、(介護予防) 短期入所療養介護の医師と兼務〕
理学療法士・ 作業療法士又は言語聴覚士	4 人以上	リハビリテーション実施計画書の作成、リハビリテーションの提供
看護職員		医師の指示に基づいた投薬、血圧測定等の医学的管理
介護職員		(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づく介護業務全般

(4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 (個室 6室、2人室 13室、4人室 17室)

(5) 通所定員 40名

2 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案

③通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案

④食事

朝食 7時00分～ 8時30分

昼食 11時00分～12時30分

夕食 17時00分～18時30分

＊ 上記の時間外でも、都合に合わせて食事を摂ることができます。

＊ 食事の場所は食堂が基本ですが、居室などで摂ることもできます。

＊ セレクトメニューの場合は、お好きなほうを選ぶことができます。

⑤入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。利用者様は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者様の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。)

⑥医学的管理・看護

⑦介護

⑧機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養状態の管理

⑪利用者様が選定する特別な食事の提供

⑫行政手続代行

⑬その他

※これらのサービスのなかには、利用者様から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者様に病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じ、ご家族様へ連絡をいたします。

なお、ご家族様への連絡は、「同意書」にご記入いただいた連絡先となります。

4 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し医師の指示のもと応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族様等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当施設の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当施設は公益社団法人全国老人保健施設協会と損害賠償保険契約を結んでおります。）

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付対象外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前9時から午後7時までとさせていただきます。
- ・消灯は、午後9時とさせていただきます。
- ・利用者様が外出や外泊をされる場合は、サービスステーションで所定の用紙に必要事項を記入していただきます。
- ・飲酒・喫煙は、原則として禁止させていただきます。
- ・火気類の持込みは、防災管理上、禁止させていただきます。
- ・設備・備品のご利用の際は、施設にお申し出ください。
- ・所持品等を持込む際は、施設にお申し出ください。
- ・金銭・貴重品の管理は、事務室にて行いますので、お申し出ください。
- ・外泊時等の施設外での受診の際は、必ず施設までご連絡してください。
- ・ペットの持込みは、禁止とさせていただきます。
- ・利用者様及びご家族様の営利行為、宗教活動、署名活動、特定の政治活動は、禁止させていただきます。
- ・他の利用者様への迷惑行為は、禁止させていただきます。

6 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、自動火災報知器、避難器具（滑り台）、非常通報装置
- ・防災訓練 年2回

7 サービスに関する苦情・相談

(1) 苦情・相談窓口

担 当 管理者及び支援相談員

電 話 0495-23-3988

受 付 日 月曜日から金曜日（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く）

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

※上記の受付日、受付時間以外でも随時受付いたします。ご相談ください。

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

又、1階北側エレベーター前に「ご意見箱」を備えてありますのでご利用ください。

(2) その他

当施設以外に、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村介護保険相談窓口

利用者様所在地の市町村介護保険相談窓口

- ① 本庄市 〒367-8501
本庄市児玉総合支所

本庄市本庄3-5-3 介護保険課
電話 0495-25-1722
本庄市児玉町大字八幡山368 市民福祉課
電話 0495-72-1333

- ② 大里広域市町村圏組合
〒360-0033

熊谷市曙町2-68 介護保険課
電話 048-501-1330

深谷市役所

深谷市仲町11-1 長寿福祉課
電話 048-574-8544

岡部総合支所

深谷市岡2381-1 岡部市民生活課
電話 048-585-2214

- ③ 上里町 〒369-0392 上里町大字七本木5518 高齢者いきいき課
電話 0495-35-1243
- ④ 美里町 〒367-0194 美里町大字木部323-1 介護福祉課 介護高齢者係
電話 0495-76-5132
- ⑤ 埼玉県国民健康保険団体連合会 〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704 介護苦情相談専用
電話 048-824-2568

8 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 医療法人 本庄福島病院
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 福島 正人
- (3) 所在地・電話 〒367-0054 埼玉県本庄市千代田1-1-18
電話 0495-22-5211
- (4) 事業所数等 病院 2か所
介護老人保健施設 1か所
(介護予防) 短期入所療養介護 1か所
(介護予防) 通所リハビリテーション 1か所
(介護予防) 訪問リハビリテーション 1か所
居宅介護支援 1か所

9 併設・協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・併設医療機関

- ・名 称 本庄福島病院
- ・住 所 埼玉県本庄市千代田1-1-18

・協力医療機関

- ・名 称 本庄総合病院
- ・住 所 埼玉県本庄市北堀1780

・協力歯科医療機関

- ・名 称 彩北病院
- ・住 所 埼玉県本庄市小島5-6-1
- ・名 称 日の出木村歯科
- ・住 所 埼玉県本庄市日の出3-3-13

10 介護・診療情報の提供及び個人情報の保護について

当施設は、利用者様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

(1) 介護・診療情報の提供

ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師、または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

(2) 介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、管理者または支援相談員に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

(3) 個人情報の内容訂正・利用停止

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。

当施設が保有する個人情報(リハビリテーション記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。管理者または支援相談員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

(4) 個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

- ・サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による事業所評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- ・当施設は介護職等の研修事業所に指定されており、研修・養成の目的で、介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

(5) ご希望の確認と変更

利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容につきまして、利用者様ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。

居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいかと思います。

電話あるいは面会者からの、部屋番号や利用状況等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。

一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

<相談窓口>

個人情報に関してのご質問やご相談は、管理者または個人情報流出防止委員会相談窓口までお問い合わせ下さい。

- ・個人情報流出防止委員会相談窓口（電話 0495-23-3988 内線107）

1.1 その他

パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙1>

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスについて

〔2025年4月1日現在〕

1 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者様の介護保険証の確認をさせていただきます。

2 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)についての概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者(介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス支援)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者様の療養生活の質の向上及び利用者様のご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者様・利用者様の後見人、利用者の家族、身元引受人様の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 利用定員

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者様がお申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数となります。

4 送迎の実施地域

本庄市、上里町、美里町、深谷市(旧岡部町地区)

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

5 利用料金

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)をご利用される利用者様のご負担は、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と、保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者様の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、レクリエーション等で使用する材料費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 保険給付の自己負担(地域区分別1単位の単価＝10円 その他地域)

1. 短期入所療養介護の基本料金

(介護保険制度では、要介護認定における要介護の程度によって利用料が異なります)

○短期入所療養介護費(1日あたり)

(個室)

要介護1	819単位
要介護2	893単位
要介護3	958単位
要介護4	1017単位
要介護5	1074単位

(多床室)

要介護1	902単位
要介護2	979単位
要介護3	1044単位
要介護4	1102単位
要介護5	1161単位

○特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日あたり)

日帰り利用を行なった場合

3時間以上4時間未満	664単位
4時間以上6時間未満	927単位
6時間以上8時間未満	1296単位

2. 介護予防短期入所療養介護の基本料金

(介護保険制度では、要介護認定における要支援の程度によって利用料が異なります)

○介護予防短期入所療養介護費(1日あたり)

(個室)

要支援1	632単位
要支援2	778単位

(多床室)

要支援1	672単位
要支援2	834単位

3. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護共通の基本料金

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(18単位/日)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。

○夜勤職員配置加算(24単位/日)

入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合。

○在宅復帰・在宅復帰支援機能加算(Ⅱ)(51単位/日)

在宅復帰支援を積極的に行い、老健指標70点以上の要件を満たした場合。

○介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(5.4%)

所定単位数(介護保険給付総額)に介護職員処遇改善要件に基づいた交付率を乗じた数が加算されます。

○個別リハビリテーション実施加算(240単位/日)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリテーションを実施した場合。

○送迎加算（１８４単位／片道）

居宅と施設との間の送迎を行った場合。

○療養食加算（８単位／食）

医師の指示により療養食が必要と判断され、提供した場合。（１食ごと）

○緊急時治療管理（５１８単位／回）

緊急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合。（月３日限度）

○若年性認知症利用者受入加算（１２０単位／日）

若年性認知症利用者様を受け入れ、利用者様やご家族様のご希望を踏まえたサービス提供を行った場合。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算（２００単位／日）

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難と判断した利用者様に対し、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を行った場合。（利用開始日から７日を限度）

○緊急短期入所受入加算（９０単位／日）※介護予防を除く

利用者の状態や家族の事情等により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があることを認め、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合。（利用開始日から７日を限度）

○総合医学管理加算（２７５単位／日）

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を行った場合（利用開始日から１０日を限度）

○重度療養管理加算（１２０単位／日）※介護予防を除く

厚生労働大臣が定める状態（経管栄養使用者や、喀痰吸引を頻回に実施する者等）である利用者（要介護４又は要介護５の者に限る）に対し、計画的な医学的管理を行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合

(２) 保険給付外の自己負担（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護共通）

○食費（１８６０円／日）（朝食５１０円　昼食６４０円　夕食７１０円）

食事を提供した場合。（食材費及び調理に係る費用）

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。

○利用者様が選定する特別な食事の費用（実費）

通常の食事以外で特別メニューの食事を選定された場合。

○居住費（個室　１７００円／日）（多床室　５００円／日）

「部屋の使用料」と「部屋を適切な環境に整える費用（光熱費等）」です。

※ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払いいただく居住費の上限となります。

○利用者様が選定する特別な療養室料（３３００円／日）（税込）

個室のご利用をご希望された場合。（外出中も室料をいただくこととなります。）

○入所セットリース代（Ａセット　３４１円／日　Ｂセット　６０５円／日　Ｃセット　７９２円／日）

タオル類・日常着・口腔ケア・入浴用品をリース使用した場合

【東基（委託業者）との直接契約になります】詳細は別紙参照。

○教養娯楽費（150円／日）

レクリエーション等で使用する、折り紙や毛糸、粘土等の材料や輪投げ等遊具、ビデオ、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

○電気器具持込使用料（1器具につき55円／日）（税込）

個人的に使用するラジオや充電式の髭剃り等の機器にかかる電気代で、利用者様が持ち込みをして使用する場合。

○理美容代（実費）

理美容をご利用の場合。

○業者委託洗濯代（154円／日）

私物衣類等の洗濯を業者に委託する場合。

【東基（委託業者）との直接契約となります】詳細は別紙参照。

○送迎代（110円／km）（税込）

通常の送迎の実施地域を超えて、送迎を行った場合。

○健康診断書作成費（実費）

健康診断書の作成に係る費用で、ご希望された場合。（検査内容により金額は異なります。）

○各種証明書

各種証明書の発行をご希望された場合。（証明書の種類により金額は異なります。）

（3）お支払い方法

○毎月、10日に前月分の請求書を発行いたしますので、その月の20日までにお支払いください。受付時間は、午前9時30分から午後5時30分です。土日祝日でもお支払は可能です。

○お支払い方法は、現金、銀行振込、現金書留、口座振替の4つの方法があります。利用契約時にお選びください。なお、契約後もお支払方法の変更はできますので、その際は、ご相談ください。

○お支払いいただきますと、領収書を発行します。

○領収書の再発行は致しませんので、大切に保管してください。

6 緊急対応

緊急時にも短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のご利用は可能です。担当ケアマネジャーにご相談してください。（ただし、当該日の利用定員数を超えない場合に限りさせていただきます）

年 月 日

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供開始にあたり、利用者に対して利用同意書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県本庄市千代田 1-1-18

名 称 医療法人 本庄福島病院

代表者 理事長 福島 正人 印

事業所

所在地 埼玉県本庄市千代田 1-1-21

事業所名 老人保健施設 彩の苑

説明者

所 属 老人保健施設 彩の苑

氏 名 印

私は、利用同意書及び本書面により、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

身元引受人

住 所

氏 名 印